様式第7号(第8条関係)

桐　指令第　号

特定事業変更許可(不許可)決定通知書

様

年　　月　　日付けで申請のあった特定事業(埋立て・盛土・一時堆積)については、次のとおり許可(不許可)したので通知します。

年　　月　　日

桐生市長　　印

記

許可の内容

事業者の住所及び名称	
特定事業区域の位置	
特定事業区域の面積	
特定事業場の面積	
許可の期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
許可の条件	

不許可の理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桐生市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市(訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。)を被告として提起することができます。なお、通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。